



金 沢 市 公 報

第 2 7 5 4 号

平成25年(2013年)3月1日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ	
公 告		金沢市における美しい沿道景観の形成に関する条例の規定に基づく沿道景観形成区域の指定の案及び沿道景観形成基準の案の縦覧について (景観政策課) 2
金沢農業振興地域整備計画の変更について (農業振興課)	1	
金沢市森林整備計画の変更案の縦覧について (森林再生課)	2	金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて (農業委員会事務局) 3
地区計画等の原案の縦覧について (都市計画課)	2	

公 告

金沢農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、本市にこれを申し出ることができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案について意見のある本市の住民は、本市に対して意見書を提出することができます。提出された意見書については、その要旨及び処理結果を公告します。

平成25年3月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成25年3月1日から同年4月1日まで

(2) 場所

金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市農林局農業振興課

2 農用地利用計画の変更案に対する異議の申出先、申出方法及び申出期間

(1) 申出先

金沢市農林局農業振興課

(2) 申出方法

書面により持参又は郵送

(3) 申出期間

平成25年4月2日から起算して15日以内（郵送による場合における郵送に要した日数は、申出期間に算入しない。）

3 意見書の提出先、提出方法及び提出期間

(1) 提出先

金沢市農林局農業振興課

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出期間

平成25年3月1日から同年4月1日まで（郵送による場合は、提出期間に提出先まで到着すること。）

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第2項の規定により金沢市森林整備計画を変更したいので、同条第4項において準用する同法第10条の5第7項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該金沢市森林整備計画の案を縦覧に供します。

なお、当該金沢市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、金沢市長に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができます。

平成25年3月1日

金沢市長 山 野 之 義

縦覧場所	縦覧期間	縦覧時間
金沢市農林局森林再生課	平成25年3月1日から同年3月25日まで	午前9時から午後5時45分まで

金沢市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和62年条例第46号）第2条の規定により、次の地区計画等の原案を平成25年3月1日から同月15日まで金沢市都市整備局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

なお、この地区計画等の原案に関する区域内の土地の所有者その他利害関係者は、この地区計画の原案について、平成25年3月1日から同月22日までに、金沢市長に意見書を提出することができます。

平成25年3月1日

金沢市長 山 野 之 義

地区計画等の種類	地区計画等の名称	地区計画等の位置	地区計画等の区域
地区計画	金沢森本インター工業団地地区地区計画	金沢市河原市町イ、ホ及びへの各一部	別図（登載省略）
地区計画	野田地区地区計画	金沢市野田町、長坂1丁目、長坂2丁目、長坂町及び大桑町の各一部	のとおり

金沢市における美しい沿道景観の形成に関する条例（平成17年条例第6号）の規定に基づく沿道景観形成区域の指定の案及び沿道景観形成基準の案を作成したので、金沢市における美しい沿道景観の形成に関する条例施行規則（平成17年規則第9号）第4条第1項及び第5条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該沿道景観形成区域の指定の案及び沿道景観形成基準の案を公衆の縦覧に供します。

なお、沿道景観形成区域の指定の案及び沿道景観形成基準の案に係る区域内の土地、建物等の所有者及び占有者並びに利害関係者は、平成25年3月1日から同月22日までに、これらの案について金沢市長に意見書を提出することができます。

平成25年3月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 沿道景観形成区域の名称及び位置

区域名	位置
東インター大通り区域	東山1丁目、東山2丁目、東山3丁目、森山1丁目、森山2丁目、小橋町、元町2丁目、浅野本町、浅野本町2丁目、乙丸町、高柳町、磯部町、田中町、松寺町及び千田町の各一部

2 沿道景観形成区域の指定及び沿道景観形成基準に係る区域図

別図（登載省略）のとおり

3 沿道景観形成基準となる事項及びその内容

(1) 沿道景観形成基準となる事項

ア 道路及びその附属物の色彩及び意匠

イ 広告物及び広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）の位置、面積、色彩及び表示の方法

ウ 建築物その他の工作物（道路及びその附属物並びに広告物等に係るものを除く。）の規模、位置、色彩、意匠及び形態

エ 宅地その他の土地の形質

オ 緑化

カ その他

- (2) 沿道景観形成基準の内容
別紙（登載省略）のとおり

4 縦覧場所

金沢市都市整備局景観政策課

5 縦覧期間

平成25年3月1日から同月15日まで

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成25年3月1日

金沢市長 山 野 之 義

平成25年(2013年)3月1日 印刷
平成25年(2013年)3月1日 発行
定価 120円

発行人 発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄